

法律相談

公益財団法人 北海道女性協会

配偶者や恋人の暴力に悩んでいませんか…
職場のセクハラに困っていませんか…
ひとりで悩まないで、思いきって相談してみましょう。
法律に関するどんなことでも、弁護士が相談に応じます。

無料

○ 面接相談

相談内容 DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、雇用、離婚など
様々な法律問題に関すること

相談日 平成28年9月1日（木）

時間 午後1時30分～午後4時30分（1人30分）

相談員 弁護士 金子 舞（旭川弁護士会）

申込方法 電話による予約制（先着6名まで）

予約受付 平成28年8月1日（月）から

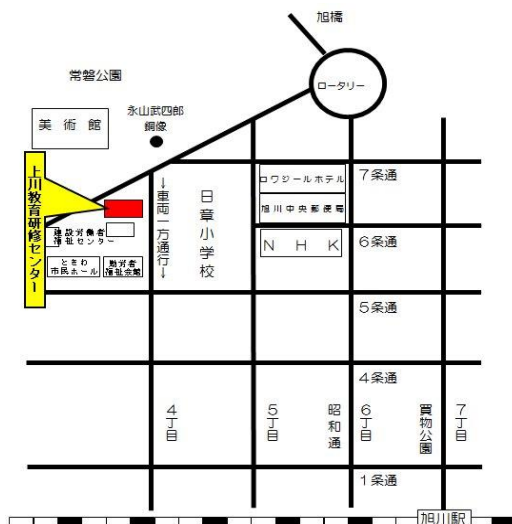
9：00～17：00（日曜・祝日は除く）

お問い合わせ・予約先

公益財団法人北海道女性協会 011-251-6349

相談会場 上川教育研修センター（旭川市6条通4丁目）

*当日は、第1会議室で受付を行います（予約された方のみ）



○交通機関

JR 旭川駅から約1 km

